様式第５号(第８条関係)

出雲市里家センター短期滞在部門使用料減免決定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　印

年　月　日付で申請のあった出雲市里家センター短期滞在部門使用料の減免について下記のとおり決定（却下）しましたので、出雲市里家センターの設置及び管理に関する条例施行規則第８条第２項に基づき通知します。

記

１．決定内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用者氏名 |  | 生年月日 | 年　月　日 |
| 使用者住所 |  |
| 使用期間 | 　　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 使用料 | 円（700円×　　日） |
| 減免額 |  |
| 備考 |  |

２．却下理由

|  |
| --- |
|  |

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。